

学校感染症による出席停止について

平素から、学校保健活動にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、学校は集団生活の場であり、感染症が発生した場合には、学校保健安全法第19条の規定により、感染症にかかった児童・生徒に対して、出席停止の措置をとるよう定められています。

つきましては、次のとおり、学校で予防すべき感染症の種類と出席停止に関する手続きについてお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 学校において予防すべき感染症の種類

これらの病気にかかる(疑い・おそれを含む)、出席停止の措置をとります。

| | |
|-----|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ |
| 第2種 | インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症 |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

※「その他の感染症」は、感染症の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

2 出席停止の手続き

